

広島県告示第五百三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

令和七年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域		区 分
江田島市鹿川定置加入区（江田島市区域）		鹿川漁業協同組合の地区で主として小型定置網を使用して営む漁業
江田島市深江定置加入区（江田島市区域）		深江漁業協同組合の地区で主として小型定置網を使用して営む漁業
江田島市船びき網加入区（江田島市区域）		瀬戸内海機船船びき網漁業
走島船びき網加入区（走島区域）		瀬戸内海機船船びき網漁業